

決議第7号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和6年12月20日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会議員・事務局職員研修会

- (1) 目的 : 町村議会議員・事務局職員研修会へ参加
- (2) 派遣場所 : 読谷村文化センター(鳳ホール)
- (3) 期間 : 令和7年2月21日(金)
- (4) 派遣議員 : 議員全員

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。